# 財政報告書

~令和5年度下半期の財政状況~

令和6年6月 秋田県後期高齢者医療広域連合

# 目 次

1	本	報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P)
2	令	和5年度下半期の財政状況について
(1	)	広域連合一般会計執行状況・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
(2	)	広域連合特別会計執行状況・・・・・・・・・・・・・・・P)
(3	)	住民の負担の状況(市町村負担について)・・・・・・・・P1~P2
(4	)	財産及び一時借入金の現在高・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
3	則	」 政の動向及び財政方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 1 本報告書について

この報告書は、「秋田県後期高齢者医療広域連合の財政報告書の作成及び公表に関する条例(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第19号)」に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」といいます。)の、令和5年度下半期(令和5年10月1日~令和6年3月31日)の予算の執行状況や財産の状況について報告するものです。

なお、この報告書で説明する広域連合の財政状況は、令和6年3月31日現在の 状況を記載するものであり、現金の未収及び未払の整理を行うための期間(「出納整 理期間」といい、令和6年4月1日から令和6年5月31日までの期間となりま す。)の収入・支出は含んでいません。そのため今回記載している額は、決算額と なるものではありません。

# 2 令和5年度下半期の財政状況について

### (1) 広域連合一般会計執行状況(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	予算現額	収入・執行済額 B			収入・執行率
	A	上半期	下半期	累計	(B/A)
歳入合計	591, 564	330, 346	259, 735	590, 081	99. 7%
歳出合計	591, 564	15, 763	385, 897	401,660	67.9%

<sup>※</sup>千円単位の標記につき端数処理(四捨五入)を行っています。

#### (2) 広域連合後期高齢者医療特別会計執行状況(令和6年3月31日現在)(単位:千円)

区分	予算現額	収入・執行済額 B			収入・執行率
区 分	A	上半期	下半期	累計	(B/A)
歳入合計	154, 188, 566	78, 176, 691	66, 948, 168	145, 124, 859	94. 1%
歳出合計	154, 188, 566	62, 547, 632	76, 854, 700	139, 402, 332	90.4%

<sup>※</sup>千円単位の標記につき端数処理(四捨五入)を行っています。

# (3) 住民の負担の状況

# ア 保険料

後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、75歳以上の方及び65歳~74歳の 一定の障がいがある方です。

被保険者の方からは、広域連合が定めた保険料率によって算出された保険料を負担していただいておりますが、所得の低い方やこれまで保険料の負担がなかった社会保険等の被扶養者だった方については、保険料が軽減されます。

令和2年度と令和3年度及び令和4年度と令和5年度の保険料率等について(単位:円)

	R2 • R	3年度	R4 • R	5年度
区 分	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
秋田県	43, 100	8. 38%	44, 310	8. 27%

	R2・R3年度 R4・R5年			5年度
区 分	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
全国平均	46, 987	9.12%	47, 777	9. 34%

出典:厚生労働省「後期高齢者医療制度の令和4・5年度の保険料率」

保険料の徴収にかかる事務は市町村が行い、市町村は徴収した保険料を広域連合に 負担金として支払います。令和6年3月31日現在で、市町村から広域連合に支払 われた保険料負担金及び被保険者数は、次の表のとおりです。

保険料負担金の額及び被保険者数(令和6年3月31日現在)

	保険料負担金 (単位:円)	被保険者数 (単位:人)
秋 田 県 (市町村合計)	9, 581, 828, 431	195, 128

### イ 共通経費

直接の住民負担ではありませんが、広域連合の事務経費を共通経費負担金として、各市町村が負担しています。共通経費に係る市町村負担金の割合は、広域連合規約に定められており、25市町村による均等割を10%、高齢者人口割を40%、市町村の総人口割を50%の割合で算出しています。

令和6年3月31日までに、市町村から広域連合に支払われた令和5年度分の共通 経費負担金は、次のとおりです。

	負担金額	高齢者人口	総人口
	(単位:円)	(単位:人)	(単位:人)
秋 田 県 (市町村合計)	533, 519, 936	189, 464	950, 163

高齢者人口: 令和5年度負担金の基となる令和4年3月31日現在の満75歳以上

人口(住民基本台帳年報及び外国人登録者数)

総 人 口: 令和5年度負担金の基となる令和4年3月31日現在の人口(住民基

本台帳年報及び外国人登録者数)

# (4) 財産及び一時借入金の現在高

#### ア財産

区 分	現在高(令和6年3月31日現在)
後期高齢者医療財政調整基金	3, 201, 767, 795 円

# イ 一時借入金

令和6年3月31日現在で、一時借入金の借入はありません。

#### ウ地方債

令和6年3月31日現在で、地方債の借入はありません。

# 3 財政の動向及び財政方針について

秋田県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月にスタートした後期高齢者医療制度の運営主体として、広域連合を構成する25市町村と連携し、より円滑な組織運営に努めるとともに必要な事務事業と各種広報事業等を実施しております。

組織運営に係る一般会計の財源は、広域連合を構成する市町村からの負担金によるものであるため、市町村の厳しい財政事情に配慮し、事務事業に対するコスト意識の徹底を図りながら広域連合設立のスケールメリットを十分に生かし、最小の経費で最大の効果を得られるよう計画的かつ効率的な運営に努めます。また、制度の推進に係る特別会計の財源は、被保険者からの保険料と公費(国・県・市町村)等によるものであるため、負担の公平性を確保し適正な財政運営に努めます。